

はねぴよんと挑戦!! 消費者カクイズ



はねぴよん ©大田区

消費者カクイズ 応用編 ~あなたならどうする?~

基礎編はいくつ正解できましたか。続いて応用編にもチャレンジしてみましょう。

- 1 昨日友人と買い物に行った。「後でお金を返すからクレジットカードを貸して」と言われ、友達が私のカードで洋服を買ったが、払ってくれない。カードの支払い義務があるのは誰?
- A 使ったのは友達だから、友達。
 - B カードは私名義なので、私。

答え:



クレジットカードはカード名義人がカード会社から貸与されたもので、名義人に支払い義務があります。また、名義人本人以外は使用することができません。他人に貸すのはやめましょう。

©大田区

- 2 家に帰ったらトイレが詰まっていた。ネットで修理代が安い業者を探して電話をかけたらずぐに来てくれることになった。業者が来たら、どうすればいいか?
- A 料金は大体分かっているのですぐに修理してもらおう。
 - B 作業の前に見積もりを取り、工事内容を確認する。

答え:



安価な修理代が記載された広告をみて来訪を依頼したところ、高額な修理代を請求されたというトラブルが非常に増えています。慌てず、複数社から見積もりを取り、作業内容や料金をよく確認しましょう。修理の途中で金額が変わったら、すぐに了承せずよく検討しましょう。

©大田区

- 3 スマートフォンに「未支払いの料金がある。払わないと法的手続きをとる。」というショートメッセージが届いた。この後どうしたらいいか?
- A 覚えがないので無視する。
 - B 心配なのですぐ相手に電話して確かめる。

答え:



架空請求という詐欺の手口です。相手に電話をすると、個人情報を聞かれたり、電子マネー等で料金を払うよう強要されたりします。覚えがない場合は、決して連絡しないようにしましょう。架空請求か判断がつかなかったり、不安になったりした場合は、消費者生活センターに相談してください。

©大田区